

第 4 次長久手市障がい計画におけるアンケート作成視点

1 基本的指針

- (1) 前回比較による差異を確認するため、基本的に前回調査票を活用。
- (2) 社会保障審議会等における指針の見直し及び成年後見制度における本市の詳細把握をするための質問項目の追加。
- (3) 療育支援体制の構築のためのニーズ把握。

2 アンケート変更点及びその視点

(1) 現計画の進捗からの視点

ア 重点事項のうち、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備」が進展していない。

→問 36：地域で安心して暮らせるための支援の項目を追加
(社会保障審議会の視点も含む)

イ 児童発達支援センター設置

→問 52～問 54：設置にかかる質問の追加
(社会保障審議会の視点も含む)

(2) 成年後見制度利用促進からの視点

→問 15：成年後見制度の必要性にかかる質問の追加

(3) 社会保障審議会・愛知県計画からの視点

ア 就労にかかる支援

→問 21、問 33：就労支援・就労環境にかかる質問の追加

イ 発達障害障がい者の支援

→問 9：発達障がいの明確化

(4) 長久手市総合計画・地域福祉計画からの視点

いつまでも暮らし続けられるための支援

→問 41～問 45：医療的ケアにかかる質問の追加

(5) その他

法改正に伴う新規サービスの追加